

# 尼崎市市政出前講座実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、尼崎市（以下「市」という。）が、市の現状や取組をはじめとする市政に関する情報を、本市職員が講座等の形式によって市民にわかりやすく提供し、市民の市政参画の機会の拡大を目的として行う、尼崎市市政出前講座（以下「出前講座」という。）の実施に当たって必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 利用者 出前講座の実施を市に依頼する者をいう。
- (2) 受講者 出前講座を実際に受講する者をいう。

## (利用できる者)

第3条 出前講座の利用者は、市内に在住、在勤又は在学する者が構成員に含まれる団体とする。なお、臨時的に組織された団体も可とする。

- 2 出前講座を開催することにより、次の事項に該当するおそれがあるときは、前項の規定にかかわらず、出前講座の利用を不可とする。
  - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのあるとき
  - (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催しを行うおそれのあるとき
  - (3) その他、第1条に規定する出前講座の目的に反するおそれがあるとき

## (実施する場所)

第4条 利用者は、出前講座を実施する場所を、その責任において確保するものとする。

- 2 前項の実施する場所は、本市市域内に限るものとする。

## (利用に係る経費)

第5条 出前講座を実施する場所に係る会場使用料、その他実施に当たって必要な経費については、利用者がこれを負担するものとする。

## (提供する講座の設定)

第6条 市は、市民に提供する講座のテーマ及び内容について、あらかじめ設定し、市民に示すものとする。

- 2 出前講座において実施する講座は、2時間を超えない範囲のものとする。
- 3 第1項において設定する講座のテーマ以外のものについても、市民の要望があった場合には、適宜実施可否を検討するものとする。

(利用の申込)

第7条 出前講座の利用を希望する者は、実施を希望する日の20日前までに、希望する講座を実施する所管課に対して、「尼崎市市政出前講座申込書」(様式第1号)を提出し、申し込むものとする。

2 前項の申し込みに際しては、原則として10名以上の受講者の参加が見込まれていることを要する。

3 前項の受講者は、原則として、市内に在住、在勤又は在学する者とする。ただし、利用者の構成員であることを要しない。

4 申し込みを受けた所管課は、利用者に対し、実施の可否を連絡するとともに、日程等、実施に当たって必要な調整を行うものとする。

5 所管課は、実施の有無にかかわらず、利用者から提出のあった申込書の写しを協働推進課に提出するものとする。

(利用回数の上限)

第8条 出前講座の利用回数の上限は、これを設けない。ただし、利用者は、これを濫用することなく、良識をもって利用しなければならない。

(安全な実施の確保)

第9条 利用者及び所管課は、その役割に応じて、出前講座を安全に実施するために必要な措置を講じるものとする。

(実施結果の報告)

第10条 利用者は、出前講座の利用後速やかに、「尼崎市市政出前講座受講アンケート」(様式第2号)を所管課に提出するものとする。

2 前項のアンケート結果について、所管課は、その写しを速やかに協働推進課に提出するものとする。

(付則)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。